

7 善監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和7年3月18日

善通寺市監査委員 櫛 田 真 作
善通寺市監査委員 寿 賀 崎 久

令和6年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書広報課、政策課、総務課、デジタル推進課、自治防災課
市 民 生 活 部	市民課、税務課、人権課、債権管理課
保 健 福 祉 部	保健課、社会福祉課、子ども課、高齢者課
産 業 振 興 部	農林課、商工観光課、営業課
都 市 整 備 部	都市計画課、建築住宅課、土木課
委 員 会 等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3 監査の期間

令和7年1月28日（火）から令和7年2月18日（火）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

各課共通事項

（税務課・農林課・都市計画課）

支出負担行為について

委託料及び工事請負費について、業務委託契約、工事請負契約を締結しているのにも拘わらず支出負担行為決議書を起票していない事例が散見された。

「委託料」及び「工事請負費」の場合、「善通寺市支出負担行為の整理区分に関する規則（昭和40年1月規則第2号）別表第1」では、支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」と規定されている。

遅滞、失念することなく支出負担行為として整理する時期に支出負担行為決議書を起票されたい。

（税務課・保健課）

郵便切手類の管理について

郵便切手及び郵便はがきについて、購入時及び受け入れ時に受払簿を作成していないものが散見された。

「善通寺市物品会計規則（平成9年3月規則第10号）」では、郵便切手類は、郵便切手類出納簿を備えて、出納簿にその出納及び残高を明らかにしておかなければならないと規定されている。

郵便切手類は善通寺市の財産であり、かつ、換金性があることから、盗難や紛失等の事故を防止するため、現金に準じた適正な管理が求められている。

郵便切手類出納簿を備え、複数人による照合確認や定期的な所属長による確認を実施するなど適正に管理していただきたい。

個別事項

(保健課)

支払遅延の恐れのある事務処理について

医療機関との一部の委託業務契約において、請求書に電子媒体等を添付の上、内容を審査し適当と認めたときは請求に係る金額を支払うまた、委託業務実施の翌月 20 日までに市に請求し、市は 30 日以内に委託料を支払うとある。受託医療機関は複数あるが、すべての医療機関の電子媒体等の審査、修正を終えた後、一斉に同一実施月分の委託料を支払っている。

しかしながら、電子媒体等の審査は、修正に不測の日数を要する場合があります、その日数は一定ではないことから、審査を終えた請求についても、すべての医療機関の審査を終えるまでその支払いが保留されるので、契約書のとおり 30 日以内に支払いを受けることができない可能性があり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年 12 月法律第 256 号）」に抵触する恐れがある。

このことから、事務処理の方法を検討されたい。

(社会福祉課)

高額療養費つなぎ資金貸付金について

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度である。従来は一度全額を支払った後に保険者から償還払いを受けていた。

この償還を受けるまでに日数がかかるため、本市では、昭和 52 年に高額療養費の支払により家族の生活を維持することが困難な者に対し、高額療養費相当額の 8 割以内の額を償還されるまでのつなぎ資金として貸付制度を創設した。

しかしながら、平成 19 年 4 月に入院時の高額療養費の現物給付化また、平成 24 年 4 月に外来時の高額療養費が現物給付化された。これには、予め、「限度額適用認定証」を用意する必要があるが、令和 6 年 12 月からは「個人番号カード」を「健康保険証」として利用すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がなくなった。

以上のことから、標記の貸付金についての廃止を検討されたい。

(営業課)

自動更新条項について

一部の業務委託契約において、「契約期間満了の1ヶ月前までに解約の意思表示がない限り、本契約の有効期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。」といった自動更新契約が複数件見受けられた。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、自動更新条項を含む契約の締結は、次年度以降の契約をする行為であり、予算の裏付けのない契約はできないこととなっている。契約相手方と協議し是正されたい。